

平成30年度 財政援助団体等監査（2）監査結果措置状況

《神戸交通振興株式会社》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 意見</p> <p>② 回収困難な未収金の取扱いについて</p> <p>流動資産に計上されている未収金については、1年以上未回収のものが100万円以上あり、その内容は職員に対する給与等超過支給分であり、最も古いものでは平成18年度に発生していた。</p> <p>会社としては引き続き回収する努力を継続するとしているが、直近の元帳を確認したところ長期間未収となっている債権について回収されている形跡は見当たらず、現時点で回収が困難または長期間にわたるものも少なからず含まれているものと思われる。</p> <p>長期間にわたって未回収となっている債権については、専門家の助言を受けることも含め取扱いについて検討されたい。</p>	<p>当社監査役及び顧問税理士並びに顧問弁護士からの助言を受け、回収が困難な債権について、令和2年3月に「未収債権の債権放棄に関する規定」を制定し、損金計上の手続きを含めた、債権整理の手続きを定めたところであり、整理・回収をすすめていく。</p>	<p>措置済</p>